

## 第 108 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 3 年 8 月 31 日（火）14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 大会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、高野一彦、灘本明代、西海恵都子、西村裕三、眞鍋智子
  - (2) 実施機関の職員  
企画調整局デジタル戦略部情報政策担当課長  
福祉局保護課就労・監査担当課長  
健康局予防衛生課担当課長  
健康局保健所保健課担当課長  
消防局予防部予防課長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長 ほか
  - (3) 事務局の職員  
市長室担当部長、企画調整局デジタル戦略部担当課長 ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①新型コロナウイルスワクチン接種会場における託児予約アプリの構築について
    - ②新型コロナウイルス感染症対策に係る生活困窮者自立支援金の支給事務について
    - ③高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る介護保険データの利用について
    - ④新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場における医療従事者の勤務シフト管理アプリの構築について
    - ⑤緊急通報システム「ケアライン 119」事業における個人情報の利用について
    - ⑥WJOG の実施するレジストリ研究に係る PRiME-R データセンターとの結合について
  - (2) その他
    - ①新たに個人情報等を電子計算機処理することについて（報告）
    - ②処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
  - (1) 審 議
    - ①新型コロナウイルスワクチン接種会場における託児予約アプリの構築について  
企画調整局デジタル戦略部から、新型コロナウイルスワクチン接種会場における託児予約アプリの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 員 5ページと6ページのシステム図を見ますと、接種券番号を入力するようになっていますが、実際にはこのデータと実際の接種券番号と住所等々のリンクされているデータベースとのリンク情報はないという理解でよろしかったでしょうか。
- デジタル戦略部 はい。システム上にはございません。現地で職員が、別途、接種券番号をもとに、どなたかということは確認できるようなものはございますが、本予約システム上では、特にリンクする情報はございません。
- 委員 員 そうすると、予約時は、適当な接種券番号を入れても、何とかなるという運用の仕方という理解でいいんですかね。言い方は悪くて申し訳ないんですけど。
- デジタル戦略部 予約自体を接種券番号を詐称してということは、仕組み的にはできます。ただ、現地で適正な接種券番号であるかというのは、確認させていただくという運用になってございます。
- 委員 員 そうすると、個人情報というのは一体何になるんですか。
- デジタル戦略部 接種券番号につきましては、個人情報と紐づくものであるということと、また、メールアドレスにつきましても、氏名等を類推するようなアカウントをご使用の方がいらっしゃるということで、個人情報に該当し得る情報を含んでいるということで、今回諮問させていただいてございます。
- 委員 員 分かりました。あと、キントーン自体は神戸市のサーバーにあるんでしょうか。
- デジタル戦略部 キントーンは、インターネット上のサイボウズ社のクラウドサービスを使ってございます。
- 委員 員 分かりました。以上です。
- 委員 員 4ページの運用上の保護のところ、「託児サービス提供日より1週間経過後、予約者のデータは削除する。」ということなんですけど、これは、当該部署で適切に実行されるというのは、大前提だとは思いますが、それが本当に行われているかどうか、第三者的に確認するような、そういうことも、組み込まれているんでしょうか。

- デジタル戦略部 第三者による点検までは、想定をしてございませんが、個人情報の適正な取扱いにつきまして、点検を行うなかで、職員の方で確実に実施しているかというところは、確認させていただきたいというふうに考えてございます。
- 委員 分かりました。私たちの普段の仕事においても、なかなか当事者ってうっかりスルーしてしまうことが、よくあるかと思imasので、その辺り、しっかりとご確認いただければと思います。
- 委員 他にいかがでしょうか。他になれば、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場における託児予約アプリの構築についてですが、未就学児を持つ子育て世代の方が新型コロナウイルス感染症ワクチン接種を受けるにあたり、子供を連れてワクチン接種を受けることは困難であることから、大規模接種会場のキッズスペースで一時的な託児サービスを提供するため、託児予約アプリを構築することは、利便性の高い予約サービスを提供することが可能となり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②新型コロナウイルス感染症対策に係る生活困窮者自立支援金の支給事務について

福祉局くらし支援課から、新型コロナウイルス感染症対策に係る生活困窮者自立支援金の支給事務の実施について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 これは、生活困窮者自立支援金で支給事業ということは、貸付ではなくて、返還義務のない支給であるということでもよろしかったでしょうか。
- くらし支援課 はい。貸付ではなくて給付になります。返還義務はございません。
- 委員 11 ページの図が事務の流れになっていて、少し理解できていないんですけど、そのデータ自体はどこにも保存せず、紙で出力して、紙ベースでデータが流れるという理解でよろしいのでしょうか。
- くらし支援課 神戸市と受託事業者の間ということでしょうか。
- 委員 神戸市の行財政局住民課のところに、入力は何で、システム的に、何を入力して、③が紙ベースというのは分かったんですけど、パソコンで住所を打

ち込んで、それを紙で出力して、業者に渡すので、データとしては、PC もしくはサーバーの中には、何も保存されずに、データは紙ベースで流れていくだけで、という理解に見えるんですけど、それでよろしいんでしょうか。

○くらし支援課 社会福祉協議会の情報を住民課の情報と突合せするんですけど、そのあたりは、データでやり取りをいたします。そのやり取りというのは、パスワードをつけたメール等でやり取りをするという形になっております。

○委 員 もっと端的に言うと、11 ページは業務の流れであって、データの流れてはないので、データがシステム上でどういうふうに流れるのか。そうでないと、個人情報、システム上で漏洩される可能性があるのかないのかの判断ができないんですけども。

○くらし支援課 神戸市の方で処理するのは、データで行いまして、データの処理をするのは事務処理用のパソコンを使って、つまりそれは漏洩のおそれのないシステム、サーバーを使ってという形になるので、基本的に漏洩はないものであると理解しております。

○委 員 私ちょっとこれ判断できないので。どなたに聞いたらいいいのか分からないんですけど、11 ページは業務の流れであって、システムの流れてはないので、データ漏洩がされる危険性があるのかないのか判定できない状況なので、図を書き換えた方がいいのかなというのを、コメントとして言わせていただきます。

○委 員 ご質問の趣旨は、事務の流れではなくて、データの流れてははっきりと書かれていないということでしょうか。

○委 員 そうなんです。事務の流れでよく書かれていると思うんですけども、システム的にどこでデータが漏洩する可能性があるかというのが、よく分からないので。例えば、1つ前の案件だとシステム図が書いてあって、データの流れては書いてあるので、個人情報がどこで流れるかっていうのが、理解しやすいんですけど、これですと、よく分からなくて。今までも個人情報のこの審議会に出てくる図というのは、システムの流れ図がほとんどだったと思うんですけど、そういうふうにして、書き換えた方がいいのではないのでしょうか。

○委 員 実施機関どうですか。質問の趣旨、理解されましたか。

○くらし支援課 事務の流れというのが、情報の流れでもあるのかなと思って、書かせていた

だいておるんですけれども。

○委員 要は、データが、どこから、どのサーバーを通過して、どこにファイアウォールがあって、どういうふうになっているのかが分からないので。このサーバーはひょっとしたら丸裸の状況かもしれないし、そういうことは無いと思うんですけれど、そこが分からないので、システム図を書かれたらいかがでしょうかという意味でございます。

○委員 今の質問の趣旨について、データの流れるように、システム図を書き直すべきだという、そういうご指摘なんですけど、その書き直しは実施機関の方でできますでしょうか。

○くらし支援課 はい。

○委員 では、データの流れるのが分かりやすいように書き直してください。そういう形で処理したいと思いますが、それ以外にご質問ございますでしょうか。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。社会福祉協議会が実施する生活福祉資金「新型コロナウイルス特例貸付」の再貸付を終了した世帯や、再貸付が不決定とされた世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の勸奨や申請手続きなどを実施するにあたり、兵庫県社会福祉協議会から再貸付者等に関する情報を収集するとともに、住民基本台帳情報や生活保護受給者情報を利用することは、迅速かつ正確な支援金の支給に寄与します。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。システム図の書き直しをよろしく願いいたします。

○くらし支援課 はい。

③高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る介護保険データの利用について

健康局保健所保健課から、高齢者定期予防接種（インフルエンザ・肺炎球菌）事業に係る介護保険データの利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 いかがでしょうか。問題がなさそうですか。それでしたら答申をまとめたい

と思います。

高齢者に対するインフルエンザ・肺炎球菌の定期予防接種について、高齢者に対するインフルエンザ・肺炎球菌の定期予防接種について、無料対象確認証の受付及び交付を委託事業者に集約するにあたり、申請者が無料対象者であるか確認のため、介護保険データを利用することは、交付事務の円滑化を図ることができ、市民サービスの向上に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④新型コロナウイルス感染症ワクチン大規模接種会場における医療従事者の勤務シフト管理アプリの構築について

健康局保健所保健課から、新型コロナウイルス感染症ワクチン大規模接種会場における医療従事者の勤務シフト管理アプリの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 4 ページの 5（1）③なのですが、「業務の全部または一部の委託を、当市の承諾なしに第三者に委託できるとしている」と書かれているのですが、一般的に業務をサイボウズから再委託する場合というのは、事前に当市の承諾を得たうえで、そういうふうに規定するのが一般的であって、これは何故かということ、委託監督義務の一つとして、委託先がどこに再委託しようとしているのかを事前に確認するというのが、監督義務の一つと考えられていると思うのですが、これは何故再委託のときに、事前の承諾なしにという条文にされたのか、何か意図があってなのか、お話をいただけると幸いです。
- 保健課 もともとキントーンというのが、サイボウズが提供している一般的なシステムということもございまして、サイボウズのサービス利用規約に則って、我々は委託をしております。サイボウズの利用規約も、キントーンというのも、本年9月にISMAPP（ISMAPP）という政府の情報セキュリティ評価制度にも認定されるような高いものだということで考えてございますので、ここで敢えて、我々の方で、サイボウズの中の業務の仕組みにまで、口を出してといいますか、改めての確認までは必要ないのではないかと、あくまでも一般的なキントーンの運用の中で、適正に管理されるだろうというふうに判断をしたところでございます。
- 委員 これは一般的な約款として、どこの事業者ともこういう契約を結んでいるということですね。

- 保 健 課 はい。この③の「サイボウズは、利用規約 26 において」という文言の利用規約 26 が、サイボウズのホームページに載っております一般的な利用規約です。
- 委 員 分かりました。それだったら問題ないと思うのですが、委託先の監督については、守秘義務やセキュリティ要求事項などが入った業務委託契約で締結しているから問題ないと、そういうふうにご判断されているわけですね。
- 保 健 課 はい。
- 委 員 4 ページの (2) ①のところの、「運用上、アプリの閲覧、操作権限を持つ者は限定された担当者のみとし、当市の事務処理用 PC を通じ、システムにログインする」って書いてあるんですけど、キントーン ID って、神戸市で ID 管理なんですか。
- 保 健 課 これは、事務処理用 PC というのと、A4 の縦の図なんですけれど、インターネット PC というのと、事務処理用 PC はファイアウォールを介することによって分けてございまして、まず、外部のインターネットにはですね、インターネット PC でないと接続することができません。なので、インターネット接続系と書いてある PC とでキントーンと一旦接続をして、情報を得ることになります。その後、事務処理用 PC というものに、我々これをインターネットファイルサーバーと呼んでおりますが、市の中のサーバーを通じて、我々のパソコンそのものに、情報をダウンロードしてくるという形になります。インターネット PC にも、エクセル等は使えるんですけど、少し反応が遅いということもございまして、一旦、その者のパソコンの中にデータを落とし込んで、それを再度インターネット PC に戻して、インターネットに繋げるということなので、ちょっとこの辺の表現が、分かりにくい書き方になっていたかもしれません。
- 委 員 私がちょっと勘違いしていたのが、9 ページの図でいうところの、入出力のところの医療団体等とか神戸市 (大規模接種会場) と書いてあるところが、入力だと思うんですけど、そのパスワードの話かなと思ったんですけど、そうじゃなくて、(2) のところは、神戸市本部のところの、要はサーバーに蓄積されたデータを触る人の話だったという意味なんですよね。
- 保 健 課 この「限定された担当者のみ」というところが、例えば、神戸市の職員でも、限られたアカウントを付与されている者だけですし、あとは各医療団体にシフトを入力してもらってアプリを構築する訳ですが、そのアプリを閲覧して、我々が勤務シフトであったり、例えば A 病院と B 病院があったら、A 病院の方は、A 病院のシフトしか確認できなくて、自分たちの病院しか確認

できなくて、それを集約して、すべての医療団体の情報、個人情報を見れるのも我々だけという形になって。

- 委 員 管理者側の話なんですね。
- 保 健 課 はい。
- 委 員 分かりました。その入力側のアプリを、キントーンを使う方の人かなと、入力する人なのかなと思ったんですけど。
- 保 健 課 使う側も閲覧する側も、どちら側も限定された者という形になっております。
- 委 員 そうしたら、文章一回切った方がいいかもしれないですよ。「担当者のみとする。」にして、「当市の事務処理用なんとか」を「管理側は」と書いた方が、分かりやすいかもしれないです。
- 保 健 課 はい。ありがとうございます。
- 委 員 では、今ご指摘があったように、文章表現を訂正してください。
- 保 健 課 はい。
- 委 員 他に、ご質問はございませんでしょうか。この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。新型コロナウイルス感染症ワクチン大規模接種会場における医療従事者の勤務シフト管理アプリの構築についてですが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の大規模接種会場において、医師、看護師、薬剤師などの医療従事者が職務に従事するにあたり、医療従事者の勤務シフト管理アプリを構築することは、多数の医療従事者の勤務シフトを迅速かつ正確に作成することが可能となり、公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤緊急通報システム「ケアライン 119」事業における個人情報の利用について

消防局予防部予防課から、緊急通報システム「ケアライン 119」事業における個人情報の利用について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

- 委員 問題はなさそうですか。よろしいですか。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。緊急通報システム「ケアライン 119」事業における個人情報の利用についてですが、緊急通報システム「ケアライン 119」事業における正確な利用者情報を把握するために、住民基本台帳情報を利用することは、利用者に対して、迅速な救護や支援が可能となり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑥WJOG の実施するレジストリ研究に係る PRiME-R データセンターとの結合について

神戸市民病院機構から、WJOG の実施するレジストリ研究に係る PRiME-R データセンターとの結合について、条例第 12 条（電子計算機の結合の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 前も同じようなのが出ていて、神戸市さんの方に聞いた方がいいのかもしれないのですが、これは個人情報保護に関係するののかというのを非常に思っていて、要は匿名化された個人情報の 2 次利用に関する話ですね。
- 事務局 今回につきましては、連結可能匿名加工という形になっておりまして、ある符号が附番されたうえで、引き継いでいくということになります。そうしますと、その附番自体は、中央市民病院の方で管理されておりますので、自ずと紐づくという形になってございます。
- 委員 そうすると、毎回この手の類が出てくるってということなんでしょうか。
- 事務局 基本的に今回の審議につきましては、外部のシステムとの連結ということになってございます。2 次利用という形になりましたら、提供という意味合いになりましたら、類型化されている部分がございますが、今回はシステム連結という意味でご審議を賜るということになってございます。
- 委員 これも類型化した方が、将来的に同じような研究が大量に出て来る気がするのですが、いいのかなど。詳しい法律的なところは分からないんですけど。たぶん今後こういうような、様々なデータが、どこかの研究所でディクライニングかけるといって、匿名化されて出て来ると思うので、その方がいいかなど。

- 委員 今の点なんですけど、コメントとしては、今おっしゃったような面もありつつ、ただ特に患者さんの情報で、一応紐づいているということになれば、情報の種類としては、かなり慎重に考えなければいけない面があるとは思いますが、やはり、外部に出ていくということに関しては、それなりの手続が、確保されている方が望ましいのかなというのが、個人的な意見ではございます。
- 委員 ありがとうございます。よく分かりました。
- 委員 今回のように匿名化して個人情報を取扱うというような場合について、患者さんそれぞれに、研究にこういった形で活用することがありますといった許可を取る対象になっているのでしょうか。
- 市民病院機構 基本的には、インフォームドコンセントに基づきまして、患者さんの同意というのは必要になってきます。ただ、今回の研究は、後ろ向き研究と言われてまして、今より過去に診療された患者さんの診療情報を今後研究に使っていくということになりまして、医学系研究等倫理指針という、医療者の研究実施者が、拠り所になっているガイドライン、ガイダンスによりますと、所謂オプトアウトにより、患者さんがその研究データを使ってくれるなど言われたときに、それを使わない仕組みを構築していること、これが求められています。当院におきましても、患者さんのオプトアウトが可能なように、ホームページや院内の掲示板に、その旨を貼り出すことで対応しようと考えています。
- 委員 そうすると、後ろ向きの観察研究においては、患者さんが、自分から使わないでくださいと言わない限りは、使う前提であると、そういうことでしょうか。
- 市民病院機構 今回の医学系倫理指針に関しましては、そういった記述がなされておりました、従来から、そういった形でのデータ、診療情報の扱いがされていると聞いております。
- 委員 分かりました。
- 委員 今回のこのデータは、連結可能匿名加工情報として、外部に提供することになるんですね。確認ですが、再識別はしないという前提で考えていいのでしょうか。
- 市民病院機構 元の顕名化情報に戻しての利用ということでありましたら、それは実施いたしません。

- 委員 個人を特定できる情報に戻して利用することは無いという理解でいいですね。
- 市民病院機構 そういう意味でございます。
- 委員 分かりました。ちなみに、このフローの中で、海外にデータベースを置かれてるとか、クラウドとか、全て4ページに書かれているフローは国内だと考えてよろしいでしょうか。
- 市民病院機構 はい。ガイドラインの対応と連結いたしまして、国内のクラウドサーバー、データセンターでの保管というふうに確認をしています。
- 委員 分かりました。ありがとうございます。
- 委員 他に、ご質問はございませんでしょうか。この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。認定特定非営利活動法人西日本がん研究機構が実施する、日本人進行肺癌予後予測モデルや進行期肺癌患者レジストリの作成の研究に参画するにあたり、匿名化したカルテデータを送信するため、外部データセンターとオンラインで結合することにより、蓄積されたデータから得られた知見や治療のプロトコールから、肺癌患者の効果的な治療が期待でき、公益に資すると認められること。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。
- 委員 本日審議いたしました、8件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。
- 委員 員 (異議なし)
- 委員 員 それでは、そのように処理させていただきます。
- 委員 員 それでは、次に報告事項に移ります。

## (2) その他

### ①新たに個人情報電子計算機処理することについて(報告)

事務局から、神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号に基づき新たに個人情報を電子計算機処理することについて、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

②処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、個人情報保護条例第 11 条第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし）

○委員 それでは、これをもちまして、第 108 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。